

## 「緑といきもの賑わい事業」実施要領

(補助対象となる事業内容)

第1条 保全地域等の風致景観の改善に係る事業については、次に掲げる項目を対象とする。

- (1) 通景確保事業(展望の支障となる樹木の伐採、危険木の処理等)
- (2) 公有地における原風景再生事業

2 生物多様性の保全に係る事業については、次に掲げる項目を対象とする。

- (1) 緑化事業(環境学習に資する植栽等)
- (2) 条例に基づく保全地域等の保全事業(湿地の保護、外来種の除去、草原維持活動等)
- (3) 希少野生動植物の保護増殖事業(ツシマヤマネコの生息地保護等)
- (4) 生物の生息・生育空間の保全、回復、再生、創出に関する事業(ビオトープ等)
- (5) 保全等活動に資する普及啓発事業(普及啓発イベントの開催等)
- (6) 組織基盤強化事業(持続的な活動のための施設整備、資材購入等)

3 次の項目に該当するものは除く。

- (1) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの。
- (2) 政治・宗教・営利を目的としたもの。
- (3) 国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体から補助(助成)を受けているもの。(予定も含む。)
- (4) 緑化事業における次の施設
  - ・ 擁壁、パーゴラ、休憩所等の構造物
  - ・ 必要以上に大きな樹木の植栽、景石の設置
  - ・ 給排水設備
  - ・ 園路造成舗装
  - ・ 花壇、張芝

(補助の期間)

第2条 対象となる事業期間は、原則として当該年度に完了する範囲とする。ただし、複数年の実施が必要な場合は、別途協議する。

(補助金の額)

第3条 市町事業における補助金交付額の上限は350万円、下限は50万円とする。

2 第3項に規定する事業を除く民間団体事業における補助金交付額の上限は120万円、下限は15万円とする。

3 中小企業者、特定非営利活動法人及び任意団体、ボランティア団体が行う生物多様性の保全に係る事業における補助交付額の各事業における上限は30万円、下限は10万円とする。

(補助対象経費)

第4条 対象とする経費については、次のとおりとする。

- (1) 工事請負費
- (2) 委託料
- (3) 謝金
- (4) 借上料
- (5) 賃金
- (6) 資材購入費
- (7) 通信運搬費

- (8) 印刷製本費
- (9) 旅費
- (10) 用地費及び補償費（市町事業であって、自然環境課長が認めた場合に限る。）
- (11) その他事業に必要な経費（自然環境課長が認めた経費）

2 次の項目については対象から除く。

- (1) 食料費
- (2) 工事に係る測量設計、施工監理（ただし、特殊な内容のものについては協議する。）
- (3) 用地費及び補償費（借地料を含む。ただし、前項第10号に規定する自然環境課長が認めた場合を除く。）
- (4) 維持管理費
- (5) 備品費

（補助対象施設）

第5条 実施要綱別表で定めた補助対象施設のうち、補助対象者の所有でないものについては、土地所有者又は施設管理者の同意が必要である。

（関係法令等手続き）

第6条 補助事業執行予定者は、関係法令を遵守する必要があるため、計画書等作成時に別添チェックシートに記入し確認を行うとともに、所用の許認可手続きを行うものとする。

（募集方法）

第7条 市町については、要望照会を行う。

- 2 民間団体については、原則として公募する。
- 3 要望又は応募にあたっては、別添様式1により事業の目的、内容、効果等を具体的に記載し提出する。

（事業内容の検討）

第8条 要望又は応募があった場合は、検討委員会を設置し、意見交換及び必要な検討を行う。

（選考方針）

第9条 事業の選考については、検討委員会の意見を踏まえ、次の事項に配慮し、決定する。

- (1) 生物多様性の保全への貢献
  - ア. 国及び県レッドリスト掲載種、条例による保全種等地域の生物多様性保全上重要な種の保全に貢献するもの
  - イ. 条例による保全地域等地域の生物多様性保全上重要な地域の保全に貢献するもの
- (2) 地域の社会・経済解決貢献
  - ア. 自然資源を持続的に活用することにつながるもの
- (3) 活動の継続性及び発展性
  - ア. 活動の継続について見込みを立てており、補助事業終了後組織として活動を継続する体制があること
  - イ. 地域に根ざした団体であること、または地域の団体や個人から継続的に協力が得られる見込みがあること

（状況報告）

第10条 実施要綱第4条に基づく、モニタリングについては、事業実施年度の翌年度から5年間、別添様式2により現況写真または運営状況がわかる書類等を添付し報告すること。

- 2 報告の期限は、各年度終了翌月の4月10日までとする。

様式 1

「緑といきもの賑わい事業」事業内容書

事業名	
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業目的	
事業内容	
期待される効果 と今後の展望	
補助対象事業費	円
補助金交付申請 額	円

※事業内容は事業の区分ごとに記載してください。

(区分：ア. 通景確保事業 イ. 公有地における原風景再生事業 ウ. 緑化事業

エ. 保全地域等の保全事業 オ. 希少野生動植物の保護増殖事業

カ. 生物の生息・生育空間の保全等に関する事業 キ. 普及啓発事業 ク. 組織基盤強化事業)

長崎県知事 様

市町長名  
(民間団体名)

緑といきもの賑わい事業補助金に係る(管理・運営)状況報告について

令和 年度末の(管理・運営)状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金名及び年度

令和 年度 緑といきもの賑わい事業補助金

2. 事業内容

(補助の対象となった施設名、モニタリングの内容、効果等を記入すること。)

3. (管理・活動運営)の状況

別添のとおり

※実施要領第1条第1項及び第2項第1~4号の事業については、管理の状況が分かる写真を、実施要領第1条第2項第5号、6号の事業については、活動運営の状況(主な取組、会員の増加数等)が分かる資料を添付する。

発行責任者及び担当者

発行責任者 氏名 (連絡先: — — )

発行担当者 氏名 (連絡先: — — )